

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム 利用規約

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

2026年4月1日

1. サービス提供対象

本サービス提供対象者は、利用申込時に、下記（1）および（2）の定義・要件をともに満たす中堅・中小企業を対象とします。

（1）企業規模

① 中小企業

中小企業基本法の定義はこちらをご確認ください（<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>）。

② 中堅企業

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する者であって、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）

（2）経済産業省が定める要件

常時使用する従業員の数が二千人を超える法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者ではない

2. サービス提供対象外

前項にかかわらず、次の各号に該当する場合は本サービスの提供対象外とします。利用申込書に虚偽の内容を記載した場合は、申込を無効とすると同時に、本サービスの提供をお断りします。また、事後に虚偽の記載が明らかになった場合は、ジェトロの経費負担分について支払いを請求する場合があります。

- （1） サービス提供期間に限り、資本金の減資や従業員数の削減を行い、サービス提供終了後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行う等、専ら本サービスの提供対象となることのみを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合
- （2） 申込書に虚偽の内容が記載されたもの
- （3） 反社会的勢力からの申込（反社会的勢力の定義は「3. 反社会的勢力排除」に記載）
- （4） 大学、研究機関、シンクタンク、調査会社、コンサルタント等への調査研究支援、再委託調査、クライアントへの回答や商談目的とみなされるもの
- （5） サービスを実質的に活用する者が申込者本人でないもの
- （6） 非公開企業情報の調査依頼（営業活動、財務情報、銀行取引状況、風評、信用能力、取引先等）
- （7） 申込者に代行し製品サービスの営業を行う依頼
- （8） サンプル収集、アンケート実施、写真撮影、またはこれに類する活動を行う依頼
- （9） 現地法制度の解釈、またはこれに類する依頼
- （10） 秩序を乱す恐れがある、違法な活動目的と判断される、あるいは公序良俗に反する依頼
- （11） 申込者がジェトロの規定する申込方法や申込書の必要事項の記入及び利用後アンケートに協力しない場合
- （12） 過去に同一内容の依頼を行ったにもかかわらず、正当な理由のない再調査依頼
- （13） 過去にジェトロが設定したブリーフィングや商談のアポイントメントを、正当な理由なく自己都合によりキャンセルした申込者からの依頼
- （14） 本サービスの提供外地域にかかる相談、その他ジェトロが調査困難と判断する依頼

3. 反社会的勢力排除

反社会的勢力とは現在次の各号に該当する者、または次の各号のいずれにも該当しなくなった日から5年間を経過しない者とします。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体
- (2) 前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員、暴力団準構成員並びに暴力団関連企業
- (3) 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」等の団体又は個人
- (4) 前各号の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- (5) その他、前各号に準ずる者

申込者はジェットロに対し、次の各号のすべてについて表明し保証します。ジェットロは、申込者が次の各号のいずれかに違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく本サービスの提供を終了し、ジェットロは損害賠償その他の一切の責めを負わないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
- (2) 親会社等、役員その他、名義上又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者又は受託者とししないこと。
- (4) 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないこと。
- (5) 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しないこと。
- (6) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後も行わないこと。
- (7) 自ら又は第三者を利用して、次に該当する違法行為を行わないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いてジェットロの信用を毀損し又はジェットロの業務を妨害する行為
 - ⑤ 上記に準ずる行為
- (8) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。

4. 免責事項

- (1) ジェットロおよびプラットフォームコーディネーターは、可能な限り正確な情報及び有用なサービスを提供するよう努力しますが、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、サービスの利用に起因又は関連して生じた損害につきジェットロおよびプラットフォームコーディネーターは一切の責任を負いません。
- (2) 本サービス利用で得た情報を第三者に提供する行為は固くお断りします。申込者による第三者への情報提供に起因又は関連して紛議が生じた場合、ジェットロおよびプラットフォームコーディネーターは一切責任を負わず、申込者が損害賠償を行うものとします。
- (3) ジェットロから提供する資料、商談先やプラットフォームコーディネーターとの面談は外国語（英語、現地公用語）を使用することがありますが、ジェットロは翻訳、通訳の手配ならびにその費用負担は行いません。
- (4) サービス提供までの所要日数は、ジェットロが申込書を受領し対応可能と判断してから3週間～4週間程度です。申込内容、申込状況、国情、季節要因等により遅延する場合があります。
- (5) 申込内容によっては現地諸事情により対応できない場合があります。その場合、ジェットロと申込者との協議のうえ、申込内容の一部または全部を取り消すことができます。
- (6) ジェットロおよびプラットフォームコーディネーターが提供する現地企業情報や現地企業との商談アポイントメント取得は、取引をジェットロおよびプラットフォームコーディネーターが保証するものではなく、またジェットロおよびプラットフォームコーディネーターを通して商談アポイントメントの取得が容易になるものではありません。ジェットロおよびプラットフォームコーディネーターは、設定した商談の進捗や結果に対する責任を一切負いません。万が一損害が生じた場合も一切責任を負いません。
- (7) 現地情勢やジェットロの判断により、希望に沿ったアポイントメント取得や随行が困難な場合があります。天災やストライキその他不測の事態や先方都合による直前のキャンセルもあることも予めご了承ください。ジェットロは、申込者自身が手配した通訳や移動手段に係るキャンセル料を一切負担しません。不測の事故に巻き込まれた場合についても、ジェ

トロは一切責任を負わず、補償しません。渡航に際し申込者の自己負担での海外傷害保険の利用をお勧めします。

- (8) 各サービスの申込方法、年間利用可能回数、申回数カウント方法は、ジェットロが別途規定します。なお、事前告知なく変更を行う場合や、申込状況等により早期にサービス申込受付を締切ることがあります。
- (9) 前各項に定めるほか、ジェットロおよびプラットフォームコーディネーターは、申込者の本サービスへの申込又はジェットロの本サービスの提供に起因又は関連して、申込者に如何なる損害が発生したとしても、申込者に対し一切の責任を負わないものとします。
- (10) ジェットロは、お客様への個別通知又はWEBサイトへの掲載により、本利用規約の内容を変更することができます。
- (11) 本サービスの提供についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- (12) 本サービスの提供についての法律関係及び派生する権利義務に起因又は関連し当事者間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

5. 秘密保持

ジェットロは書面、電磁的方法、口頭その他方法の如何を問わず申込者から開示された業務上の一切の知識と情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として扱うものとし、申込者の承諾を得ることなく、秘密情報を本サービスの実施以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、本サービス運営および政策評価を目的として、本サービスの申込みにおいて提供いただく情報を事業所管省庁である経済産業省中小企業庁と共有します。なお、ジェットロは、申込者から提供された個人情報を、中小企業海外展開現地支援プラットフォームサービス提供のために利用します。また、ジェットロは、「個人情報保護方針」(<https://www.jetro.go.jp/privacy/>)に基づき、申込者の個人情報を慎重に取扱い、安全かつ適切な保護に努めます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後、開示を受けたジェットロの責によらずして公知となった情報
- (2) 開示を受けたジェットロが、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 開示の時点ですでに開示を受けたジェットロが保有している情報
- (4) 開示を受けたジェットロが、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- (5) 開示した申込者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- (6) 法律の強制力を伴い裁判所又は官公庁により開示を要請された情報
- (7) 関係先の紹介又は面談アレンジを行うため必要な範囲でジェットロまたはプラットフォームコーディネーターが関係先に開示する情報

6. サービス利用後アンケートへの回答及び成果の公開

ジェットロは申込者の海外展開の進捗状況及びその成果の把握、フォローアップ、本サービスの改善等を目的にアンケートを実施しており、本サービスの提供には、アンケートへの回答が条件となります。また、成果調査のため、訪問等によるヒヤリングを依頼することがあります。ジェットロは、当サービスを通じて一定の海外展開成果を生んだ事例について、事前承諾を得たうえでジェットロのウェブサイト等で公表することがあり、成果共有および本サービスの評価を目的としてアンケート回答結果を事業所管省庁である経済産業省中小企業庁と共有します。

7. 各サービスについて

(1) 情報提供サービス

- ・ プラットフォームコーディネーターが、輸出、現地進出に必要な情報や、現地進出、現地法人運営にかかる法務・労務・税務・会計等の相談にミニレポートまたは面談（オンライン/対面）形式で回答します。対面の場合、実施場所は原則、当該プラットフォームを設置しているジェットロ現地事務所とします。面談にはジェットロ職員が同席することがあります。
- ・ 面談を希望される場合、その申込は希望日 2 週間前を締切りとし、確定した予約日時の変更はできません。

(2) 企業リストアップサービス

- ・ プラットフォームコーディネーターが、市場調査結果等に基づき、現地の取引先候補企業やパートナー候補のリストアップを行います。

- ・ 商談を目的とした申込のみ受け付けます。市場調査等に不足があり企業リストアップにミスマッチが発生する可能性が高い、または商談準備等の見通しが立っていないため商談に進むことができないとジェットロが判断した場合、本サービスの受付はできません。

(3) 商談アレンジ・現地協力機関等取次サービス

- ・ プラットフォームコーディネーターが、企業リストアップサービスのリスト企業等への商談アレンジ、商談同席等を行います。商談にはジェットロ職員が同席することがあります。また、現地政府機関・在外公館・現地日本政府機関等の公的機関や、法律・会計事務所等、必要に応じて協力機関や各種専門家の紹介、取次を行います。
- ・ 市場調査等に不足があり当該商品/サービスと商談アレンジ希望先のニーズにミスマッチが発生する可能性が高い、または商談準備が整っておらず商談の実施が困難であるとジェットロが判断した場合、商談アレンジ・現地協力機関等取次サービスの受付はできません。現地の商習慣等を踏まえ、一部地域（欧州、米国、中東）では、商談アレンジサービスを提供できない場合があります。
- ・ 申込者の現地渡航またはオンラインでの商談を設定しますが、形式は希望先の意向を優先し決定します。商談アレンジの申込は希望日 1 ヶ月前を締切りとし、予約日時の変更はできません。対象日は海外現地の祝休日および希望先の定休日を除く、平日の業務時間内に限ります。時差への対応は申込者自身で行うものとし、取得済アポイントメントの申込者都合によるキャンセルはできません。
- ・ 申込者が現地に渡航する商談において、プラットフォームコーディネーターの随行を希望する場合、地域はジェットロプラットフォーム設置海外事務所が所在する都市および日帰りが可能な近郊に限ります。

8. 輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

申込者は、輸出管理等の外為法関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」といいます。）を確認のうえ、これに同意、承諾します。

記

1. 申込者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出貿易管理に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の輸出管理規制（※注1）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこれを遵守します。
2. 申込者は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、その他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違反する可能性のある場合に、展示会、商談会、ECサイト等での物品の出品又は技術の展示等（以下、総称して「出品」といいます。）を行わず、かつ、情報提供、アドバイス、マッチング、引き合い等のジェットロのサービス（以下「サービス」といいます。）を受けないことを確約します。
3. 申込者における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあるとジェットロが判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、申込者の出品及び/又はジェットロのサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、ジェットロのサービスが受けられないこと、関連する出品ができないこと、ジェットロのサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品に関する申込者の登録又は資格等自体がジェットロにより取り消されること、及び/又は、ジェットロのサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法による契約を含みますが、これに限られません。）がジェットロの意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。
4. 前項の規定に定める事項が発生したことにより、申込者に不利益、費用支出又はその他の損失、損害が生じたとしても、ジ

エト口は、故意過失の有無を問わず、一切の責任を負わないことを確認します。

5. 申込者における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、ジェット口に不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、ジェット口が申込者に対しこれを求償することがあることを確認します。
6. 本特記事項の定めがジェット口と申込者との間の他の契約、合意と矛盾、抵触する場合には、本特記事項の定めが優先することを確認します。
7. 申込者は、ジェット口に対し、申込者の代表者、又は、職務権限を有し若しくは会社の委任を受ける等により本条項の内容に同意する権限を有しており、かつ、必要な社内手続を履践している者に、本条項の内容に同意する手続を担当させることを表明、保証します。

※注1：申込者が遵守すべき外為法その他の適用法令上の制度には、関係各国又は地域における、輸出・輸入等を規制又は禁止する一切の法制度が含まれます。申込者自身で、必ず、関係法令、関係当局のウェブサイト及びジェット口のウェブサイトをご確認の上、必要に応じて関係当局への確認、相談等を行ってください。以下の各項目は、情報提供のため、輸出貿易管理の観点から申込者による遵守が必要となる制度の一部を抜粋したものです

- ・ リスト規制

申込者自身で、本プラットフォームサービスにおける相談対象商品等に関し、リスト規制に該当するかの該非判定を行い、該当する場合は、輸出先や商談相手先の国又は地域がどこであるかを問わず、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。詳しくは、以下の経産省ウェブサイトをご参照ください。

※経産省ウェブサイト 安全保障貿易管理・リスト規制

[安全保障貿易管理**Export Control*リスト規制 \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/safety/secure_trade_management/secure_trade_management_export_control_list_control.html)

- ・ キャッチオール規制

本プラットフォームサービスにおける相談対象商品等がリスト規制に該当しない場合であっても、申込者自身で、補完的輸出規制（キャッチオール規制）に該当するかの確認を行い、該当する場合には、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。

キャッチオール規制は、①外国企業等の需要者の情報（需要者要件）、需要者における用途（用途要件）を確認し、法令に定める懸念が認められる場合、又は②経済産業大臣から、許可申請をすべき旨文書にて通知された場合（インフォーム要件）に、許可が必要となる制度です。対象品目は、リスト規制品目以外の、食料や木材等を除く全ての貨物及び技術であり、対象地域は、輸出令別表第3の地域以外が対象地域です。詳しくは、以下の経産省 HP をご参照ください。

※経産省 HP 安全保障貿易管理・補完的輸出規制（キャッチオール規制）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

- ・ 米国輸出管理規則等

米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）は、①米国原産品目、②特定の割合を超えて米国規制品目が含まれている品目（組み込み品）、③特定の米国規制技術が使用されている品目（直接製品）を、日本などから第三国に再輸出等する場合に、米国法上の許可が必要としています（域外適用）。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご注意ください（中国等の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合が

あります)。詳しくは、各国又は地域の以下のジェトロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

※ジェトロウェブサイト「特集：新たな局面を迎える安全保障貿易管理」

https://www.jetro.go.jp/world/security_trade_control/

以上